

手口を知ってだまされない！ カシコイ消費者を目指そう

Vol.1

町でも、次に紹介する事例と似た被害が報告されています。本当に必要なものなのか、よく考えて契約は慎重に。困ったときは家族や町、消費生活センターに相談しましょう。



事例1 「水道局員」をかたり 高額な浄水器を売りつける被害

3日前、「水道局員」を名乗る男が、「この辺りの水道水から悪臭がする。家の中を検査させてくれ」といって家の中に入ってきた。男がコップに水道水をくみ、薬のようなものを入れると色が変わった。「色が変わったので水道水が悪い。この浄水器をつける」と一生健康でいられるなどと3時間以上も聞かされ不安になり、50万円のクレジット契約で浄水器を購入してしまった。

アドバイス

水道局員の名をかたることで消費者を信用させて家の中に入り込み、高額な浄水器を売りつける手口です。「訪問販売」なので、契約して8日以内であれば使用していてもクーリング・オフできます。また、8日を過ぎていても解除できる場合もありますので、諦めずに相談してください。

事例2 人を紹介することで儲かる 健康食品販売

知人に誘われ、公共施設で行われた健康に関するセミナーに参加した。会場では、業者から健康食品の紹介をされ、「会員になると安く買える。人をどんどん紹介すると、200万円以上の報酬が得られる」という。さらに、「この健康食品を飲んでガンが消えた」「ぜんそくが治った」などの説明があった。信用できるだろうか。

アドバイス

健康に関するセミナーと称して人を集めています。会場が公共施設だからといって信用はできません。実際は、健康食品を購入し、人を紹介すれば収入が得られるという「マルチ商法」です。健康食品は薬ではないため、「ガンが消えた、ぜんそくが治った」などの効能をうたうことは薬事法に触れます。業者の説明をうのみにせず、必要がなければ断りましょう。

「菊陽町立菊陽中部小学校 建設検討委員会」が発足しました

菊陽中部小学校建て替えについては、現在地に新たな校舎を建設することに決まり、平成25年1学期校舎完成、夏休み引越越し、2学期新校舎での授業開始を目標に計画しています。今年度は、基本設計・実施設計などの策定を計画しています。基本設計策定にあたっては、校区住民のご意見を伺い、よりよい計画のものとなるよう菊陽町立菊陽中部小学校建設検討委員会(以下、「検討委員会」という)を設置し、検討を行うことにしました。

検討委員会は、各団体から推薦された10人で構成されています(左表のとおり)。今後、本年10月までに毎月1回程度検討委員会を開催し、できるだけ多くのご意見をいただく

菊陽町立菊陽中部小学校
建設検討委員会委員名簿(敬称略)

団体名	氏名
菊陽中部小学校 学校評議員	高木 一二
	大村 幸登
菊陽中部小学校長	田嶋 義法
菊陽町立学校長会 代表	内藤 訓光
菊陽中部小学校 PTA役員	安藤 典子
	内山 由里子
地域の代表 (校区区長会)	鎌田 建男
地域の代表 (校区民生児童委員)	橋本 司
地域の代表 (PTA会長OB)	吉岡 公男
その他教育委員会が 必要と認めたもの (学識経験者)	牧野 雄二

任期：平成22年5月24日から基本設計完了日まで

き、新校舎の基本設計を策定します。5月24日、第1回検討委員会を開催し、教育委員長から委員の皆さんに委嘱状が交付され、検討委員会の委員長に牧野雄二熊本大学名誉教授、副委員長に中部小学校学校評議員の高木一二さんが選出されました。第1回検討委員会では、教育委員会から新校舎建設のたたき台となる基本構想の概要や今後のスケジュールについて説明後、質疑応答、意見交換などを行いました。なお、基本設計は入札により、(株)桜樹会・古川建築事務所が行うことになりましたので、ご報告します。

問い合わせ 教育委員会 学務課 ☎ 232-4918

福祉課からのお知らせ

人工内耳用音声信号処理装置の 買い換え費用を給付します！

町では、人工内耳を装着している人が、音声信号処理装置を買い換えたり、買い増したりする際に必要となる費用の一部を給付する事業を行っています。

給付内容は次のとおりです。買い換えなどをご予定の方はお尋ねください。

- 対象者 現在、人工内耳を装着し、前回の買い換えなどから5年以上経過しており、かつ、住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている人。
- 給付額 かかる費用から1割の自己負担を除いた額。ただし、給付対象上限額を110万円とします。



問い合わせ 福祉課 ☎ 232-4913

税務課からのお知らせ

平成22年度第1回近隣市町合同公売会

町では、町税徴収のため、滞納処分により差し押さえた動産(電化製品・日用品など)を換価する公売会を開催しています。今年度も引き続き、近隣市町との合同公売会を開催していきます。

- 日 時 7月9日(金) 正午開場
午後1時入札開始
- 会 場 菊陽町図書館ホール
- 公売物件 振り子時計・日用雑貨・電化製品など約200点
- 公売方法 入札方式
- 必要なもの 印かん、購入代金、身分証明書、委任状(代理人が入札する場合)
- 注意事項 公売物件の引き渡しは買受代金納付時の現況で行います。公売前に滞納税を完納された場合などは、公売中止になることがあります。

問い合わせ 税務課 徴収係 ☎ 232-4911

協働の仕組みづくり検討委員会を 開催しました

4月20日・5月21日、第7・8回の委員会を開催しました。菊陽町を町民と町がともに考え、つくることを目指すために必要な、「情報共有」、「町民参画」、「協働」の3つを主な柱とした(仮称)菊陽町町民参画・協働推進条例素案に盛り込むべき内容について、個別具体的に検討しました。

(仮称)菊陽町町民参画・ 協働推進条例素案の基本構成

前文

町民と町が信頼関係を築き、住みよいまちをともにつくるためにこの条例を制定することを宣言します。

第1章 総則

目的、定義など条例の基本的な考え方や町民と町の役割と責務などを定めます。

第2章 情報共有

情報共有の推進について定めます。

第3章 町民参画手続

町民参画の方法、対象、時期や手続(パブリックコメント、説明会など)について定めます。

第4章 協働

協働の原則や町がコミュニケーション活動、公益活動を支援することなどを定めます。

情報共有

町民と町との共有財産である情報を相互に保有し、活用すること

町民参画

町の施策立案、実施、その評価に広く町民の意見を反映させること

協働

共通の目的を達成するため、町民と町がそれぞれの役割と責任に基づき連携・協力すること

三つの柱

問い合わせ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎ 232-2112